# フランス最高行政裁判所、グラーヴワインへの統一ラベル表示義務を支持

国務院がUMVINの申し立てを退け、規約に基づくグラーヴの統一識別表示は2026年収穫分にも適用へ

2026年11月18日（水）



フランス最高行政裁判所である国務院は11月17日（火）、グラーヴのアペラシオンのワインに統一識別表示をラベルに付けるよう義務づけることができるとの判断を示し、ワイン商社・ブランド連合（Union des maisons et marques de vin、UMVIN）の申し立てを退けた。

争点となったのは、ボルドーのグラーヴおよびグラーヴ・シュペリュールの統制原産地呼称について、フランス政府が2025年に承認した製品仕様書の変更だった。UMVINは、仕様書を承認した大臣令の取り消し、または少なくとも、グラーヴ生産者組合が策定した規約に沿う統一識別表示をボトルに付けるよう求める条項の無効を裁判所に求めていた。

国務院は、グラーヴのアペラシオンに関する2025年3月3日付の大臣令がその後廃止され、同年9月19日付の大臣令に置き換えられたため、本件は後者に対する申し立てとして扱うべきだと説明。そのうえで、UMVINの主張を退けた。

判決によると、グラーヴの仕様書には、2026年の収穫分から、現行の規約に定められ、すべての事業者が利用できる統一識別表示をワインラベルに記載しなければならないとある。裁判所は、この文言を承認した大臣らが、規約の内容をアペラシオンの仕様書自体に盛り込まれた拘束力のある規則としたと判断した。識別表示には、「Graves」の文字を大文字で記したロゴのほか、対象となるワインに応じて、その下に「Vin de Bordeaux」または「Grand vin de Bordeaux」の文言が含まれる。

UMVINは、この規則に至る手続きには複数の問題があったと主張していた。同団体によれば、全国異議申し立て手続きの開始を告知する通知に、変更案にボトルラベルへの統一識別表示の義務化が含まれると明記されておらず、通知に不備があった。国務院はこの主張を退けた。2024年1月17日にフランス官報に掲載された通知は、グラーヴおよびグラーヴ・シュペリュールの仕様書を改定する手続きの目的を適切に示し、異議申し立ての期限も定めていたとした。裁判所は、通知に個別のラベル表示変更を列挙することは法律上求められていないと述べた。

ワイン業界団体はまた、国立原産地・品質研究所（INAO）の関係する全国委員会が2024年11月28日に仕様書案を承認した際の委員構成にも異議を唱えた。UMVINは、投票時に生産者側の委員が商業関係者側より多かったと主張した。裁判所はこの主張も退け、規則は委員会全体の構成において各部門の均衡ある代表を求めているものの、定足数を満たした後の委員の投票方法を変えるものではないと説明した。

別の手続き上の主張は、INAO委員会が改定案の審査のために任命した調査委員会に関するものだった。UMVINは、商業部門を代表する委員が2024年6月に任務を終えた後、後任が補充されなかったため、委員会が求められる業種・部門の多様性を欠いていたと主張した。国務院は、この変更は調査委員会が報告書を出す直前に起きたもので、報告書の内容に影響せず、いずれにしても最終決定に影響を与えたり、利害関係者から手続き上の保障を奪ったりするものではなかったと述べた。

判決は、フランスの措置と欧州連合（EU）の手続きとの関係についても判断を示した。2025年の改革の一部には、欧州委員会の承認を条件とするグラーヴ・シュペリュールのアペラシオン廃止が含まれていた。UMVINは、欧州委員会の決定前に廃止に関係する変更を承認したとして、2025年9月19日付の大臣令は違法だと主張した。国務院はこの主張を退け、EU規則は、国内の承認令に先立って欧州委員会が決定を下すことを求めていないとした。また、フランスの大臣令自体が、アペラシオン廃止の申請を欧州委員会が承認した日から適用すると定めていた点を指摘した。

UMVINはさらに、2025年9月の大臣令が採択される前に、国内で2回目の異議申し立て手続きを行うべきだったと主張した。裁判所は、グラーヴ・シュペリュールの廃止案は2025年3月の大臣令に先立つ国内の異議申し立て手続きにすでに付されていたため、新たな手続きは必要なかったと述べた。

今回の訴訟は、アペラシオンが公式仕様書を通じて、どこまで統一的な表示ルールを課せるかが問われるとして、フランスのワイン業界で注目されていた。争いはグラーヴをめぐるものだが、他のアペラシオンでも同様の共通識別表示やブランディング手法を検討する場合、ワイナリーや協同組合、商業関係者に広く影響する可能性がある。また、現行の規制枠組みの下で、フランスのアペラ

シオン団体が統一ラベル表示の要件を維持できる範囲についても、より明確な判断を示すものとなった。

グラーヴの生産者にとって、直ちに生じる影響は、2026年の収穫分のワインに統一識別表示が引き続き義務づけられることだ。このため、該当するヴィンテージのボトルがその後市場に出る際、2027年の販売分も含めて規則の対象となる。商業関係者やブランド保有者にとっては、今回の判断により義務化への大きな法的異議申し立てが退けられ、承認済みの規約に基づく識別表示をアペラシオンのラベル規則に引き続き盛り込めることが確認された。